

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条の前の見出し中「昇給」を「昇給等」に改め、同条第6項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた」の次に「額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」を加える。

第4条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第7条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項第2号および第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第26条第1項中「および附則第17項第4号」を削り、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「。附則第17項第4号において同じ。」を削る。

第27条第1項中「および附則第17項第5号」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「および附則第17項第5号」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の3第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第8条」を「第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第17項から附則第20項までを削り、附則第22項を附則第25項とし、附則第21項を附則第24項とし、附則第16項の次に次の7項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第1項および第3項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第4条第2項および第5項ならびに規則の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）

第3条ただし書に規定する職員

(3) 秋田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 秋田市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上

必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1のアの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	392,551
任期付職員	1	149,610							
	2	181,928							

を

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	392,551
任期付職員		給 料 月 額							
		円							
	1	149,610							
	2	181,928							

に

改める。

別表第2のアの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		296,200	338,600	393,000	を
任期付職員		272,600			

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
	円	円	円	
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	を
	円			

改め、別表第2のイの表中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		189,983	216,764	245,155	258,646	284,018	324,995	を
任期付職員			188,170					

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	に						
	円	円	円	円	円	円	円	
任期付職員	給料月額	を						
		円						

改める。

(秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に、「10分の1以下を」を「額の10分の1以下に相当する額を、給与から」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料（同条例第15条

第1項の給料を除く。)の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長職員に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)附則第17項から附則第23項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第35号)附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員(秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第8項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。))をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める同条例附則第8項に規定する暫定再任用職員(附則第5項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(改正後の給与条例第4条第6項に規定

する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第5項および第6項において同じ。)であるものとした場合に適用される秋田市職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される秋田市職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第26条第3項および第27条の3第2項の規定を適用する。

7 改正後の給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任

用職員」とする。

- 8 秋田市職員給与条例第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条から第10条の3まで、第25条および第25条の2の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条、第4条の2、第11条および第14条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 11 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条の表第4条第2項の項の次に次のように加える。

第4条第6項	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例
--------	---	--------

第17条の表第4条第6項および第7項の項中「第4条第6項および第7項」を「第4条第7項」に改め、同表第4条の2第1項の項を削り、同表第7条の2第2項の項、第11条第2項第2号および第4号の項および第15条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項の項中「育児休業条例」を「秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)」に改める。

第22条の表第4条の2第1項の項中「第4条の2第1項」を「第4条第6項」に改め、同表第7条の2第2項の項、第11条第2項第2号およ

び第4号の項および第15条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項の項中「育児休業条例」を「秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）」に改める。

附則第4項の前の見出しおよび同項から附則第7項までを削る。

附則第3項の次に次の1項を加える。

（秋田市職員給与条例附則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 4 育児短時間勤務職員に対する秋田市職員給与条例附則第17項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 12 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 13 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（秋田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 14 秋田市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

- 15 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。